

～「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」（障害福祉サービス等分）のご案内～

● 感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要な経費を支援します

- 対象事業所：令和2年4月1日以降に感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するためにかかり増し経費が発生した施設・事業所
- 対象経費： 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置などに要する経費
- 上限額： サービス毎に設定しています

● サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備を支援します

1. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成
 - 対象事業所：令和2年4月1日以降にサービス利用休止中の利用者へ利用再開のための支援を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所
 - 上限額： 1利用者当たり **1,500円～2,500円**
2. 在宅サービス事業所における環境整備への助成
 - 対象事業所：令和2年4月1日以降に感染防止のための環境整備を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所
 - 上限額： **20万円**

● 職員の皆さまに慰労金を支給します

- 対象者： 対象期間に障害福祉サービス施設・事業所に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員
- 一人当たりの支給額：**20万円** または **5万円**
 - ※対象期間：令和2年1月24日から6月30日までの間
 - ※複数の事業所で勤務した場合は、勤務日数を合算して計算します。
 - ※事業所には、一部の地域生活支援事業（注）を実施する事業所も含まれます。
（注）地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

お問合せ先

- ◆制度に関すること：厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する電話問い合わせ窓口 **03-5253-1111（内線7096、7097）**
（受付時間は、9:30～18:00 土日祝日を除く ※7月までを予定）
- ◆申請方法に関すること：東京都福祉保健局障害者施策推進部
障害福祉サービス包括支援交付金コールセンター **03-5320-4329（直通）**
（受付時間は、9:00～12:00、13:00～17:00 土日祝日を除く）
- ◆電子請求受付システムに関すること：障害者総合支援電子請求ヘルプデスク
0570-059-403（音声ガイダンス後「2」を押下）
【令和2年7月～令和2年8月】（平日）10:00～20:00 （土日祝）10:00～17:00
【令和2年9月～令和3年3月】（平日）10:00～17:00

申請方法

1. 支援の対象経費などについて確認

(1) 感染対策防止・サービス再開に向けた支援

- 「障害者サービス情報」などで支援の対象経費について確認し、申請額を積み上げます。
※令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となるので、支出済の費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。また、領収証等の証拠となる書類を保管しておいてください。

(2) 慰労金の支給

- 利用者と接する職員で、令和2年1月24日から同6月30日までの間に10日以上勤務した人を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を徴集します。委任状は施設・事業所で保管します。
- その際、派遣労働者、業務委託受託者の従事者についても、派遣会社・受託会社と相談して、対象となる業務に10日以上勤務している職員の一覧を提出してもらうことなどにより、慰労金の対象者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を徴集します。委任状は、施設・事業所で保管します。
※派遣労働者、業務委託受託者の従事者も、利用者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、慰労金の対象となります。
※退職された方も含め、支給は原則事業所経由となります。支給希望者は、現在の勤務先または最後に勤務されていた勤務先にご相談ください。事業所が廃業しているなど、上記が困難な方については、東京都に直接申請してください。

2. 交付申請書を作成

- 次ページを参照して、所定の様式により、申請書などを作成します。

3. 交付申請

- 申請書などの提出は、各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下、国保連）に、電子請求受付システムによるインターネット申請により行います。
- 債権譲渡を行っている事業所や国公立の事業所、地域生活支援事業所などは、都道府県に直接申請します。
- 令和2年7月28日（火曜日）から受付を開始いたします。以後、毎月受付を行います。
 - ・ 7月末までの申請分 8月末～9月上旬交付予定
 - ・ 8月末までの申請分 9月末～10月上旬交付予定（以降も同様のスケジュールを予定しています）

4. 東京都で確認後、交付

- 東京都が申請内容を確認後、国保連から補助金・慰労金が交付されます。
- 慰労金については、対象となる職員へ給付してください。
※慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むことなどにより、源泉徴収しないように注意してください。

5. 実績報告

(1) 感染対策防止・サービス再開に向けた支援 ※概算額での交付の場合に限ります

- 概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合、支出実績が補助金額を超えた際、または実績報告の期限が到来した際、東京都に対して、所定の様式により実績報告を行います。なお、実績報告時に支出実績が補助金額に満たなかった場合は、東京都に対し精算を行います。
※詳細は別途ご案内いたします。

(2) 慰労金の支給

- 慰労金の支給後東京都に対して、所定の様式により実績報告を行いますので、申請・給付に関する証拠書類を大切に保管してください。なお、実績報告時に支出実績が交付額に満たなかった場合は、東京都に対し精算を行います。

申請書等の記載・提出方法

申請書および事業計画書の入手方法

■ 申請時に必要な書類は、申請書および様式 1～3 です。

■ 「障害者サービス情報」からダウンロードしてください。

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/>

■ Excelファイル名は、代表となる事業所の事業所番号に変更してください。

「申請書」

令和 年 月 日	
(都道府県) 知事 殿	
(法人名) (役職・代表者名)	
令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る交付申請書	
標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。	
申 請 額 :	千円
(内訳)	
1. 障害福祉助成事業	千円
2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分を除く）	千円
2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分に限る）	千円
3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業による利用者への再開支援への助成事業	千円
4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業	千円
(添付書類)	
1 事業所・施設別申請額一覧（様式1）	
2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）	
3 障害福祉助成金受給職員表（法人単位）（様式3）	

「様式1 事業所・施設別申請額一覧」

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる 法人名	補助予定額(千円)							審査 結果
							障害福祉助成金	20万円 対象者の 有無	感染対策費用 助成事業 (多機能型居室 を除く。)	感染対策費用 助成事業 (多機能型居室 に限る。)	個別再開支援 助成事業	再開環境整備 助成事業	合計	
1														
2														
3														

「様式3 障害福祉慰労金受給職員表」

氏名(漢字)	氏名(全角カナ)	生年月日(西暦)	本人の住所	主たる勤務先		分類			慰労金 (万円)	確認事項				支払い実績	
				事業所番号	事業所・施設の名	施設区分	対応区分	他の施設等との 期間通算がある 場合その施設名		委任状の 有無	他法人で の慰労金 の申請の 有無	業務委託 による 従事者	重複 申請者 確認用	支払年月日 (西暦)	支払金額
1															
2															
3															

「様式2 個票」

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業実施計画書											
施設概要											
事業所番号		事業所名称		電話番号		担当部署名					
所在地		住所		連絡先		電話番号		担当部署名			
提供サービス(ワシントン通称)		定員		人		職員数 (派遣含む)		人			
事業区分		障害福祉助成事業 → 1を記載		感染対策徹底支援事業 → 2-1,2-2を記載		個別再開支援助成事業 → 3を記載		再開環境整備助成事業 → 4を記載			
口座情報											
国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する				国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない							
支出予定額											
1. 障害福祉助成事業 ※対象職員の氏名等については、様式3を作成すること。								申請額①		千円	
助成金の区分・人数		20万円対象		0人		5万円対象		0人		振込手数料	
								千円		(千円未満四捨五入)	
2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。)								補助上限額		千円	
								千円		千円	
【感染症拡大防止対策やサービスの提供体制の確保のための経費】								千円		千円	
科目		所要額(円)		用途・品目・数量等							
賃金・報酬											
謝金											
会議費											
旅費											
雑用費											
役務費											
委託料											
使用料及び賃借料											
備品購入費											
合計		0									
2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。)								補助上限額		千円	
								千円		千円	
科目		所要額(円)		用途・品目・数量等							
工事請負費											
原材料費											
雑用費											
役務費											
旅費											
委託料											
使用料及び賃借料											
備品購入費											
合計		0									
3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業								申請額③		千円	
利用者1人当たり単価(計画相談支援及び障害児相談支援以外共通)		2,000円		円		対象利用者数		人		人	
計画相談支援		1,500円		円		対象利用者数		人		人	
障害児相談支援		2,500円		円		対象利用者数		人		人	
4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業								補助上限額		千円	
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】								千円		千円	
科目		所要額(円)		用途・品目・数量等							
賃金・報酬											
謝金											
会議費											
旅費											
雑用費											
役務費											
委託料											
使用料及び賃借料											
備品購入費											
合計		0									

Q1 感染対策の支援、慰労金の支給の対象サービスを具体的に教えてください。

A1 感染対策の支援は、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する障害福祉サービス等が対象です。加えて、慰労金の支給は、障害者総合支援法の地域生活支援事業(注)の一部も対象です。

(注) 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

Q2 感染対策の支援について、どのような費用が対象となりますか。

A2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる以下のような費用が対象となります。詳細は、障害福祉サービス包括支援交付金コールセンターにお問い合わせください。

【対象経費の例】

衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、(研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等、多機能型簡易居室の設置等、消毒費用・清掃費用、感染防止のための増員のため発生する追加的人件費や職業紹介手数料、自動車・自転車の購入又はリース費用、I C T機器の購入またはリース費用(通信費用を除く)、普段と異なる場所でサービスを実施する際の賃料・物品の使用料職員の交通費、利用者の送迎に関する費用

Q3 慰労金の対象者について具体的に教えてください。

A3 以下のフローチャートをご覧ください。なお、職種による限定はしていません。



Q4 慰労金の支給の要件である「利用者と接する」とはどこまで含まれるのでしょうか。

A4 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全くないような場合は対象となりません。

Q5 施設・事業所をすでに退職している職員の場合、どのように申請すればよいでしょうか。

A5 原則として、勤務されていた施設・事業所を通じて申請してください。勤務していた施設・事業所を通じた申請が難しい場合は、勤務していた施設・事業所の勤務証明など必要な書類を揃えた上で、勤務していた施設・事業所が所在する都道府県へ、直接申請いただくことになります。

Q6 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。

A6 国保連からの障害福祉サービス等報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。